主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、本件差戻前の控訴審において提出された検察官山本清二郎名義の控訴趣意書及び検察官伊藤嘉孝名義の控訴趣意補足要旨に記載されているとおりであり、これに対する被告人らの答弁は、同控訴審において提出された弁護人東城守一名義の答弁書に記載されているとおりであるから、いずれもこれを引用する。

ー、 よつて検討するのに、右控訴趣意は論旨多岐にわたつているが、その中心 的な主張は、

原判決が、公共企業体等労働関係法(以下公労法と略称する)第一七条違反の争議行為につき、それが形式的に他の刑罰法規(本件では郵便法第七九条第一項)にふれる場合においても、なお労働組合法(以下労組法と略称する)第一条第二項、刑法第三五条の適用を受け、その違法性が阻却されるとし、本件被告人らに対し各無罪を言い渡したのは、法令の解釈適用を誤つたものであり、右のような争議行為に対し労組法第一条第二項等を適用する余地はない。という点に存するところ、

「成立としては、これら伝染音のには、は、これでは、これでは、これでは、 「「大きないでする」。 「一して、本件の差戻を受けた当裁判所としては、法律上当然に右大法廷の判決に 拘束され、これに従わねばならないので、検察官の右控訴趣意については、結局そ の理由がないものとしてこれを排斥するほかはない(因みに、検察官自身も、当審 公判の冒頭において、従前の意見をそのまま維持するものではない旨、言明してい る。)

三、本件公訴事実中、被告人らの教唆を受けこれに応じたとされているAら三八名による職場離脱及び郵便物不取扱の事実、即ち昭和三三年三月二〇日午前二時三〇分頃、東京中央郵便局普通郵便課伝送掛、集配課配達内務掛及び同配達外務掛において現に宿直勤務中若しくは休憩(仮眠)中のAら別紙一覧表記載の従業員三八名が、同年一月下旬以来行なわれていたいわゆる春季闘争の一環として、同人らの加入している全逓信労働組合東京中央郵便局支部の開催にかかる勤務時間内職場大会に参加するため、所属上司の許可なく職場を離れて庁舎外に退出し、右三八名

そして、右事実が、公労法第一七条第一項にいう業務の正常な運営を阻害する行為即ちいわゆる争議行為に属し、且つ郵便法第七九条第一項の構成要件に該当することも、原判決の理由中第二の二、三に説示しているとおりである。

四、 そこで、先ず、本件の右争議行為が前記(イ)のような「労組法一条一項の目的のためでなくして政治的目的のために行なわれたような場合」に該当するかどうかについて、考察する。

〈要旨第一〉前記大法廷判決が労組法第一条第二項の適用を排除すべき場合に関する基準の一つとして掲げる右(イ)の〈/要旨第一〉「・・・・政治的目的のために行なわれたような場合」というのは、必ずしも弁護人所論のように当該争議行為が日本らまる政治機構即ち議会制民主々義を破壊する目的で行なわれるとの掲行ないが、さればといつて、その争議行為の掲行為の中に荀しくも政治にわたる事項があればこれに該当するというわるのではなく、右政治的な要求事情と併せて政治的な要求事項を掲げている目的では参考している。当時である。本書を換えていえば、右政治的な事項も主張はするが、それが全面的法と、おの場合について観されていないというはとの強大なの事議行為を中止しないというほどの強大る。本書の場合について観されていないます。

本件の場合について観ると、押収にかかる「指令指示集」(当庁昭和三七年押第六八七号の一〇)等の中に存する「指令第三七号」によれば、昭和三三年春季闘争の目標は全逓第一六回中央委員会の決定に基づく要求事項の解決を図ることにあるとされており、そして、押収にかかる「第一六回中央委員会速報」「第一六回中央委員会議案報告書」「斗いの旗の下に」(同押号の二一、二二、二八)及び当審に入り、当時全逓中央本部企画部長、現在全逓副委員長)の供述等によれば、右第一八回中央委員会で決定された要求事項は(一)新賃金二、四〇〇円増額の闘い(二)最低賃金法制定の闘い(三)不当処分撤回、スト権奪還の闘い(四)特定局制度撤廃の闘い等七項目に及んでいることが明らかであった。

五、次に、本件争議行為が前記(ロ)の「暴力を伴う場合」に該当するかどうかについて、考察すると、原審並びに当審で取り調べた証拠を精査しても、本件争議行為そのものが暴力の行使を伴つたという形跡は見当らないので、右(ロ)の場合にも該当しないことが明らかである。

六、 最後に、本件争議行為が前記(ハ)の「社会の通念に照らして不当に長期に及ぶときのように国民生活に重大な障害をもたらす場合」に該当するかどうかについて、考察する。

先に、四、五で論じた前記(イ)(ロ)の基準は、その内容に関し意見の対立が 見られるほか、それ自体としては今日の通説的見解上当然のこととされているとこ ろであり、特に疑義を挿む余地も存しないが、右(ハ)の「……国民生活に重大な 障害をもたらす」か否かを公労法第三条、労組法第一条第二項の適用基準とするこ とは、右大法廷判決によつて初めて打ち出された見解であつて、その内容自体も、 概括的抽象的であるため、その明確な意味を把握することが困難である。又、この ような基準を新たに提示するに至つた論拠も、関係部分(理由の五)は勿論、全体 の判文上からも明らかでないため、この面からその意味内容を確定するための手がかりを得ることも困難である。例えば、同判決は、理由の一の第三段の末尾におい て「ただ、公務員またはこれに準ずる者については、後に述べるように、その担当 する職務の内容に応じて私企業における労働者と異なる制約を内包している……」 と述べ、これを受けるものの如く理由の二の第一段において(但しここでは、右の 公務員等のみに限定せず、すべての勤労者に通ずることとして述べられている) 表町したものであり、且つ恐らく同判決を支える重要な基礎的見解の一つに属する ものと考えられるので、ここにいう「内包」或いは「内在的」というのは、当該権 利の概念そのものとしてそうであるのか、それとも当該権利の存在理由の中にその契機が存するのか等について、何らかの具体的な説明ないし論証がなされて然るべ きであると思われるのに、必ずしもそのような説明ないし論証もなされていない。 右判文だけから観ると、そのいわゆる「国民全体の利益の保障という見地からの制 約」なるものは、特に「内包」或いは「内在的」という表現ないし思考の仕方をし なくとも、外部に存する他の利益ないし権利による「外来的な制約」として捉えら れても一向に差支えないのではないかとさえ思われるのである。又、同判決は、理 由の五の第二段の中において、公務員の職務と公共企業体等職員(以下公企休職員 と略称する)のそれとについて公共性の強弱を比較し公務員の職務の方が公共性が 強いと判示しているのであるが、一般的概括的には同判決のいうとおり公務員の職 務の方が公共性が強いと言えようけれども、具体的個々の職種について比較してみ ると必ずしもそうでない場合も考えられるのであつて、このような公共性の強弱に 関する一般的概括的な比較論は、公労法の中に国家公務員法や地方公務員法のよう な争議行為共謀等に関する一般的な処罰規定が設けられていないことの説明とはな り得ても、問題になつている公労法第三条が労組法第一条第二項の適用を排除して いない趣旨を考察し、或いは具体的特別の職種における而もその業務全般ではなく その中の郵便物取扱のみに関する罰則である郵便法第七九条第一項の適用の有無を 判断するうえにおいて、どれほどの力をもち得るのか、これ亦疑の存するところで

このようなわけで、当裁判所としては、先ず、刑事法規の適用基準として本来厳格性を要求される右(ハ)の基準の意味内容を明らかにするため、判文を各方面から仔細に検討し、そのよつて立つ論拠を探究し、或いは問題点を吟味しつつ、何らかの手がかりを見出すよう努力を重ねたのであるが、結局において、その明確な意味内容を把握するのに大きな困惑を感ぜざるを得なかつた。

しかし、それはそれとして、本件の差戻を受けた当裁判所は、その立場上、右大 法廷判決の示すところに従い、ともかくも右 (ハ) の基準の意味内容を探り、同基 準に照らして本件犯罪の成否を判定しなければならない。

そこで、先ず、同判決が提示した右基準の意味内容を、関係部分の判文に照らして考えてみると、二で引用したとおり「……国民生活に重大な障害をもたらす場合には、……争議行為としての正当性の限界をこえるもので、刑事制裁を免れない……」旨判示しているのであるが、ここでも、このような例外基準の設定の仕方は、

解釈の如何により、一方で与えて他方で奪うということになるのではあるまいかという疑問に逢着すうるわけである。即ち、争議行為というのは、その本質的な要素 として、業務の正常な運営を阻害するといら性格を帯びているものであり(公労法 第一七条第一項前段、労働関係調整法第七条等参照)、このような要素がなければ もはや争議行為とは言えないのであるが、同判決自ら理由の四の第三段の中におい て指摘しているとおり、「いわゆる五現業および一二公社の職員の行なう業務は、 ·····国民生活全体の利益と密接な関連を有するものであり、その業務の停廃が国民 生活全体の利益を害し、国民生活に重大な障害をもたらすおそれがあることは疑をいれない」のであるから、これら職員の行なら争議行為は、それが効果的であればあるほど、国民生活に重大な障害をもたらす可能性が大きくなり、その結果争議行 為としての正当性の限界をこえ、右基準に照らして刑事制裁を免れないということ にもなりかねないのであつて、こんなことでは、折角これら職員の争議行為も原則 として労組法第一条第二項の適用を受け刑事制裁の対象とならない旨判示している 趣旨を、殆ど没却してしまうのではなかろうか。少くとも、同判決のいうところに 従えば、刑事法上これら職員に許される争議行為は、「その業務の停廃が……国民 生活に重大な障害をもたらすおそれがある」ものとしてある程度の効果を伴うもの であつてもよろしいが(そうでなければ、効果のない争議行為だけしか許されない というおかしなことになる)、現実に「国民生活に重大な障害をもたらす」程度に 達してはならないという、極めて微妙なものとならざるを得ない。これでは、刑事法上このような争議行為を許されることになつた公企体職員自身が、その程度の選択に迷わざるを得ないであろう。当裁判所も亦、同判決の真意が何処に存するかを、的確には捕捉することができない。ただ、わずかに、右基準が、公企体職員の争議行為に刑事免責を与えるといら・原則に対する例外の場合に関するものである。 て、実質的に右原則の内容を減縮するものではあつても、これを空洞化してしまう ほどのものではあり得ないという常識的な考え方、即ち、これら職員が右原則に従 い刑事制裁を受けないで争議行為をなし得べき領域も、ある程度の幅をもつて保留 されているとの考え方を、拠り所の一つとして、本件犯罪の成否を判定することにしたい。 〈要旨第二〉次に、右基準の意味内容を、その「国民生活に重大な障害を もたらす場合」という字義そのものについて考え〈/要旨第二〉てみると、その例示として「社会の通念に照らして不当に長期に及ぶき)」ということが挙げられているが、その他の例として、その争議行為が全国一斉若しくはこれと同じような規模において行なわれるときとか、或いはそうでなくても広範囲にわたり且つ長期に及ぶ (必ずしも社会通念上不当に長期に及ばないときを含む) ときとか、或いは広範囲 且つ長期にわたらなくても国民の一部に私生活上取り返しのつかないような深刻な 障害を与えるときなどが、考えられる。さらに、国政(外交、防衛、治安等を含む)、地方行政、国民生活上重要な国際若しくは国内の経済取引等に対する障害 が、ときによつてはこれに該当することも、考慮されるべきであろう。 先にも述べたとおり、右基準の意味内容を全面的に明確にすることは困難であるが、さしあ たり右に並べたような若干の基本的な考え方を目安として、以下、本件の具体的争 議行為が右基準の場合に該当するかどうかについて、考察する。

ことが認められる。この間速達郵便物或いは国政等に関する郵便物について何ら特別の配慮が用いられていなかつたことは、いわゆる「国民生活に重大な障害をもたらす」危険を孕んでいるものであり、殊に速達郵便物が右二四時間を相当程度にえて遅延するということになれば、これを利用する国民の私生活にも深刻な影響を与えるものとして問題視せざるを得なくなるわけであるが、本件の場合は右に述べたとおり辛うじて二四時間以内の遅延に止まつており、又、国会関係の郵便物につたとおり辛うじて二四時間以内の遅延に止まつており、又、国会関係の郵便物については管理者の処理により予定どおり差し立てられている。従つて、結局するところ、本件の上述のような事態が現実に国民生活に重大な障害をもたらしたものとは認め難い。

七、 以上考察したとおり、本件Aらによる争議行為は、形式上郵便法第七九条 第一項の構成要件に該当するけれども、前記大法廷判決が示した三つの例外的場合 のいずれにも該当しないから、公労法第三条、労組法第一条第一一項、刑法第三五 条の趣旨により罪とならないものというべく、従つて、右争議行為を教唆したとい う起訴状記載の公訴事実も罪とならないわけである。原判決が、右大法廷判決とや や異る見解に立脚しながらも、本件の被告人全員に対し刑事訴訟法第三三六条前段 により各無事なば、を定常のは、結局において正常の表しませてもなる。

(裁判長判事 新関勝芳 判事 吉田信孝 判事 大平要) 引 紙

<記載内容は末尾1添付>